

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※ (%)											
総収支比率(法適用) (%)	98.8	101.0	99.6	93.4	95.5	100.8	100.5	103.2	103.9	103.0	
経常収支比率(法適用) (%)	98.5	101.1	99.8	92.7	94.9	101.5	100.3	103.1	103.7	102.6	
医業収支比率(法適用) (%)	98.5	101.1	99.8	92.7	94.9	101.5	100.3	103.1	103.7	102.6	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	2.7	2.2	3.3	3.9	3.5	3.3	3.4	3.4	3.4	
	うち基準内繰入金 (%)	2.3	1.9	2.9	3.0	2.8	2.5	2.5	2.6	2.6	
	うち基準外繰入金 (%)	0.5	0.3	0.4	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	59.6	62.1	75.3	36.8	71.2	58.3	78.2	24.1	24.1	21.3
	うち基準内繰入金 (%)	59.6	62.1	75.3	36.8	71.2	58.3	78.2	24.1	24.1	21.3
	うち基準外繰入金 (%)										
うち赤字補てん的なもの (%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成19年4月1日に脳神経外科・神経内科の撤退もありましたが、近隣病院との連携や当病院の内科・外科にて対応を行い、著しい収益低下には至っていません。また、7対1看護やDPC導入により収入は増加する見込みです。しかし、その分医師・看護師の人件費が増加します。
2 他会計繰入金の見込み	繰出基準に基づいて行っています。また、基準外は構成市町の同意のもと医師不足対策として特別に繰入を行っています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	該当なし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	アウトソーシング・材料費の見直し及び事務職員の適正配置により経費削減が見込まれます。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。